

新町第2こども園 重要事項説明

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 大阪愛保会
所 在 地	大阪市西区新町4丁目2番12号
電 話 番 号	06-6541-0300
代表者氏名	理事長 山 川 敏 治

2 利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園			
施設の名称	新町第2こども園			
施設の所在	大阪市西区新町4丁目2番12号			
連絡先	電話番号	06-6541-0300		
	FAX	06-6541-0311		
管理者	園長 伊藤淑子			
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前2・3号の児童又は、1号認定の児童			
認可定員	0歳児	12人	1歳児	21人
	2歳児	22人	3歳児	25人
	4歳児	25人	5歳児	25人
	1号認定	3歳3人	4歳3人	5歳3人
利用定員	3歳以上の児童			75人
	1歳以上3歳未満の児童			37人
	1歳未満の児童			8人
	1号認定			6人
開設年月日	令和7年4月1日			
事業所番号	271-005-1002832			
ホームページ	http://shinmachi-hoikuen.com			

3 施設の目的・運営方針

新町第2こども園（以下当園という）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を1号2号3号認定の児童を受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

（1）当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下園児という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進し最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

（2）当園は教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体に行います。

（3）当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、（園児の）保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備などの概要

（1）施設

敷地		281.71㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 4階建のうち1階から4階
	延べ面積	700㎡
園庭		屋上園庭 126.08㎡

（2）主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1室	0歳児クラス
乳児室	1室	1歳児クラス
保育室	4室	（2歳児クラス）（3歳児クラス）（4歳児クラス） （5歳児クラス）につき各1室
多目的室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
相談室	1室	

5 提供する保育等内容

当園は、保育所保育指針（平成29年功労告代117号また、平成30年4月1日より適用）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供をおこないます。

（1）特定教育・保育及び時間外保育の提供。下記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

（2）その他

6 職員の職種、職務の内容（栄養士について別掲）4月1日現在

職 種	業務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
-----	-------	----	----	-----	----

園長	園務を司り、所属職員を監督	1	1		
主幹保育教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の教育・保育を司る	1	1		
主任保育教諭		1	1		
保育・幼児教諭	乳児、幼児の保育	21	11	10	
調理員	園児、職員の給食	4	2	2	栄養士と兼務
保育補助	時間外保育の補助	2		2	
統括責任者	園全体を統括する	1	1		
事務長	園全体の事務職を司る	1	1		
看護師	乳幼児の保健衛生を司る	1	1		

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長・統括責任者・事務長	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
主幹保育教諭・主任保育教諭	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
保育教諭・看護師	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～16：45）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～16：45）

※ ローテーションにより、各年齢・保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日 時間

2号3号認定の子ども

提供する曜日	月曜～土曜日まで	
保育時間	保育標準時間 保育短時間	午前7時30分～午後6時30分 午前8時00分～午後4時00分
延長保育	保育標準認定 保育短時間認定	午後6時30分～午後7時00分 午前 7時30分～午前8時00分 午後4時00分～午後7時 00分
開所時間	月曜日～土曜日	午前7時30分～午後7時00分
休業日	日曜日、祝日 年末年始	12月29日～1月3日

1号認定の子ども

提供する曜日	月曜～金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後4時00分
新2号認定	保育時間 (預かり保育)	午前8時00分～午前9時 00分 午後4時00分～午後6時30分
休業日	日曜日,祝日 土曜日	

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間 (2号 3号)

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する曜日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する曜日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就業等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時00分から18時30分と18時30分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、短時間認定の場合その認定時間以外の保育は、延長保育対応となり別途利用者負担となります）。

(3) **1号認定は9時から15時30分まで**

8 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 3 0 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 3 0 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 3 0 分頃	11 時頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 15 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	4	2		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(医師の診断書が必要となります)

9 利用料金

- (1) 3号認定 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
 - (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に揚げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。
- 2号認定料金は無償化。
1号認定料金は無償化、他利用料は2号・3号認定の料金に準ずる。

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち会うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 利用の開始に関する事項

西区保険福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者と1号認定を当園と決定された保護者が、本重要事項説明等に同意された後に保育の提供を開始します。

12 利用の終了に関する事項

1号 2号 3号認定

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

13 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	医療法人葵会 にしいけクリニック
医院長名又は医師名	医長 西池一彦
所在地	大阪市大正区三軒家6-8-14
電話番号	06-6551-1000

(2) 歯科

医療機関の名称	池上デンタルクリニック
医院長名又は医師名	医長 池上慎一郎
所在地	大阪市西区北堀江1-3-24
電話番号	06-6648-8522

14 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知器	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・スプリンクラー	有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			

16 虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 伊藤淑子 ・ご利用時間 9：00～17：30 ・電話番号 06－6541－0300 FAX 06－6541－0311 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	寺田 嵩雄	電話番号 06－6761－1711
		私立保育園連盟会長

※ 当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

18 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険
保険の内容	事故、けが等
保険金額	60,000円

19 園児の利用状況（4月1日現在）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳児	8人	8人	8人
1歳児	18人	18人	18人
2歳児	21人	20人	19人
3歳児	26人	26人	25人
4歳児	25人	26人	25人
5歳児	26人	25人	25人

1号認定利用状況

7年度 3.4.5歳児各2人 計6人	8年度 3歳児3人4.5歳児2人 計7人	9年度 3.4歳児各3人5歳児2人計8人
--------------------	----------------------	----------------------

20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審	令和4年度3月結果良好
自己評価の実施状況	毎年度実施予定	良好

21 子ども・子育て支援法第39条第3項、5項の規定により公表・公示された旨
(有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載)

22 当園におけるその他の留意事項

喫 煙 宗教活動、政治活動、 営利活動	当園の敷地内はすべて禁煙です 利用者の思想、信仰は自由ですが、他利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください
---------------------------	---

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 1・2・3号認定

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教材費	写真代 300円～ アルバム代 1,080円 ～ 行事プレゼント代,等	月額 500円

入園及び進級時の参考費用

0歳児	遊び着、カラー帽子、その他	4,700円
1歳児	遊び着、カラー帽子、その他	5,250円
2歳児	用品代、その他	6,180円
3歳児	用品一式、ノート、体操服上下、その他	29,140円
4歳児	用品、ノート、その他	26,620円
5歳児	用品、ノート、その他 卒 園準備費（アルバム、コサージュ等）	27,120円 月 500 X 12 = 6,000円

- ・タオルケットリース希望者 990円 / 1月
- ・スポーツ振興協会掛け金 315円 / 1年
- ・2号認定を受けたこども（3、4、5歳児） 主食費 3,000円 / 1月
副食費 4,800円 / 1月

（但し、保育料の利用区分1～8A、又、第3子以降のカウント方法が変更になり、小学生以上も含め生計を一緒にするすべての兄弟をカウントの対象とする。）

- ・おむつリース代 2,980円 0歳児は、紙オムツは無償で提供します。
- ・遠足代利用ごとに徴収（地下鉄など交通費・入場料代など）
- 昨年参考金額 （3歳児 300円～、 4歳児 1,100円～、 5歳児 4,000円～）
- ・販売用写真代 （はい！チーズシステム） 1枚 61円

2 2号 3号認定 時間外保育に係る利用者負担

- ▼ 標準認定 延長保育登録者 18：30～19：00 3,000円/1月
- ▼ 標準認定 延長保育未登録者 18：30～19：00 1,000円/1回
- ▼ 短時間認定 時間外延長 7：30～8：00 500円/1回

A, 7：30～8：00までは、 500円

B, 16：01 以降は30分単位で 500円

- 預かり保育 新2号認定
- * 7：30～8：00
 - * 8：00～9：00 30分単位で500円
 - * 15：31～18：30 30分単位で500円

※上記費用の支払いを受けた場合は諸費袋で領収証を交付いたします。